公安委告示

争議行為の通知.

教習指導員審査の実施

技能検定員審査の実施

Щ

平成十九年クリーニング師試験の実施 (生活衛生課)......

道路の位置の指定 (建築指導課).....

П

平成十九年度クリーニング師研修の指定 (生活衛生課)......

目

次

6月15日 (金曜日)

平成 19年

公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可 (港湾課) 指定施業要件の変更予定保安林 (森林整備課)........ : : = Ξ 次の研修を平成十九年度におけるクリーニング師の研修として指定した。 山口県告示第三百二十四号 平成一九、 クリーニング業法 (昭和二十五年法律第二百七号) 第八条の二第一項の規定により、 住所 名称 研修の受講料 研修の開催期日及び開催場所 平成十九年六月十五日 研修の主催者 開催期日 東京都港区新橋六丁目八番二号 財団法人全国生活衛生営業指導センター 八、二六 (日曜日) 柳井クルーズホテル柳井市南町四丁目一番一号 開催場所

山口県知事

_ 井

関

成

山口県告示第三百二十五号

五千円

四

習を平成十九年度におけるクリーニング所の業務従事者に対する講習として指定した。 クリーニング業法 (昭和二十五年法律第二百七号) 第八条の三の規定により、次の講

平成十九年六月十五日

山口県知事

井

関 成

ハハ

講習の主催者

八八

県営八代西地区ほ場整備事業(第四換地区)の換地処分 (農村整備課).....

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課)

国営農地再編整備事業 (豊北地区堀越換地区) の換地処分 (農村整備課)

土地改良区役員の届出 (農村整備課).....

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (二件) (商政課)

:....七:) (商政課)......七

国営農地再編整備事業 (豊北地区上太田換地区) の換地処分 (農村整備課)

名 称 財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋六丁目八番二号

講習の開催期日及び開催場所

......九

平成一九、 開催期日

九 九 (日曜日)

新山口ターミナルホテル山口市小郡下郷一二九二 開催場所

Ξ 講習の受講料

— 五

四千五百円

山口県告示第三百二十六号

競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模 法等について次のとおり定めた。 等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方 ıί 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定によ 広域営農団地農道整備事業阿武東二期地区矢原トンネル建設工事の契約に係る一般

平成十九年六月十五日

山口県知事 井 関 成

広域営農団地農道整備事業阿武東二期地区矢原トンネル建設工事

工事場所
萩市大字上小川東分字三度畠及び字広谷地内

 $(\underline{\hspace{1cm}})$ 工事の概要

ナトム工法 I 法 三〇七メートル 延 툱 八・〇メートル(車道五・五メートル) 道 路

経営規模等入札参加資格

口

山

構成するものに限る。)とする。 人札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体 (二者で

共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である

等級であること。 定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA 示 (平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。) 二の①の規 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告

定する特定建設業の許可 (土木工事業に係るものに限る。) を受けていること。 出資比率が三十五パーセント以上であること。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。) 第三条第六項に規

事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの (以下「総合評定値」という。)の土木一式工事の数値が九百五十以上であるこ 共同企業体の代表者の平成十九年六月十四日までに国土交通大臣又は都道府県知

共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が九百以上であ

経営規模等入札参加資格の審査

共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

う。) を提出しなければならない 同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」とい 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の①に規定する共

共同企業体協定書の写し

総合評定値通知書の写し

2

特定建設業の許可通知書の写し

申請書等の提出方法 申請書等は、 共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、 郵便又は電信に

申請書等の提出場所

よるものは、受け付けない。

山口県萩農林事務所 萩市大字江向五三一番地の

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十九年七月二日から同月六日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

平成十九年七月十一日までに発送する。 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

兀

この審査についての問合せは、 山口県萩農林事務所(電話○八三八−二二−四八○

() にすること。

山口県告示第三百二十七号

安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、 保

平成十九年六月十五日

山口県知事 井 関 成

指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

2

第二区

萩市大字須佐字笹松五〇八五の一に沿接する県道宇田須佐線地先公有水面

萩市大字須佐字笹松五〇八五の一及び五〇八五の二に沿接する県道宇田須佐線

(定期)

第 1862 号

> 一変更に係る指定施業要件 定に関する告示(平成十四年山口県告示第二百二十号)に定めるところによる。 保安林の指定をする件(平成九年農林水産省告示第二百三十七号)及び保安林の指

立木の伐採の方法

変更しない。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

「次のとおり」は、 立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。 省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに下

松市経済部農林水産課、長門市経済振興部農林課、 周南市経済部林政課及び周防大島町

役場に備え置いて縦覧に供する。

山口県告示第三百二十八号

とおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。 公有水面埋立法 (大正十年法律第五十七号) 第二十二条第一項の規定に基づき、 次の

平成十九年六月十五日

埋立区域

位 置

第一区

= 関

山口県知事

井

成

Ξ

山口県

山口県知事 二井 関成

五 認可の年月日

平成十九年六月五日

区域

地先公有水面

第一区

平成十四年秋分の満潮位 (D.L.+〇・ハハメートル) (以下「満潮位」とい 次の1の地点から4の地点までを順次結んだ線及び1の地点と4の地点を結ぶ

う。) における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

2

次の5の地点から10の地点までを順次結んだ線及び5の地点と10の地点を結ぶ

満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

1の地点 萩市大字須佐字入江の油山三等三角点 (北緯三四度三七分四○・○三

山口県告示第三百二十九号

の位置を次のとおり指定した。 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第四十二条第一項第五号に規定する道路

その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

三秒東経一三一度三六分三九・四六八秒)から二四一度二六分〇九秒 一、四一八・四三メートルの地点

3の地点 2の地点 2の地点から七八度一九分四四秒四・○二メートルの地点 1の地点から六六度二〇分四二秒二二・五五メートルの地点

4の地点 3の地点から九七度三六分○七秒七・三四メートルの地点

6の地点 5の地点 5の地点から──八度○四分五四秒○・七六メートルの地点 4の地点から 一 一 六度 一 三分 一 九秒 七 ・ 九 二 メー ト ル の 地 点

9の地点 8の地点 7の地点 7の地点から一三八度五九分○五秒七・七六メートルの地点 6の地点から一三九度一六分一六秒四・○一メートルの地点

10の地点 9の地点から一三六度四○分一七秒六・一○メートルの地点 8の地点から一四一度四五分四八秒五・○三メートルの地点

面積

五九・一一平方メートル

第一区

2 第二区

三八・六七平方メートル

免許の年月日及び番号

平成十五年十二月一日 指令港湾第七号の一

関係図書を閲覧できる市町

萩市

四 認可を受けた者

山口市滝町一番一号

報

平成十九年六月十五日

山口県知事 = 井 関 成

一五八・五五	三五	六・〇	一四七六	田市大字厚狭字今市一	市大字	の山の場が野田
六六二・五九	一〇五・八	六・0	○坪 の八○ 九、の	一の二〇八、八〇四二〇八、八〇四二〇八、八〇四二〇八、八〇四十二〇二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	九及び八一九及び八一	八六、一八八八一八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八
(平方メートル) る土地の面積 は路の敷地とな	延 (メートル)	幅(メートル)	地	び 番	及	地名

(三〇六) 国土調査の成果の認証

の成果を次のとおり認証しました。 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、 国土調査

平成十九年六月十五日

П

山口県知事 = 井 関

成

国土調査を行った者の名称等

Щ

認証年月日

平成十九年六月十五日

(三〇七) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次の

書及び収支予算書は、平成十九年八月六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び 変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画

山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十九年六月十五日

山口県知事

=

井

関

成

申請のあった年月日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 平成十九年六月四日

名 称 特定非営利活動法人浜木綿

名

代 表 者 の 氏 舛岡聡一郎

主たる事務所の所在地 光市大字室積村一五二九番地

(三〇八) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、 次の

いて公衆の縦覧に供します。 書及び収支予算書は、平成十九年八月六日までの間、 変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画 山口県環境生活部県民生活課にお

平成十九年六月十五日

山口県知事 = 井

関

成

申請のあった年月日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 平成十九年六月六日 称 特定非営利活動法人さわやか防府

表 者 の 氏 名 池本 忠平

主たる事務所の所在地 防府市牟礼今宿一丁目二一番二七号

(三〇九) 平成十九年クリーニング師試験の実施

十九年クリーニング師試験を次のとおり実施します。 クリーニング業法 (昭和二十五年法律第二百七号) 第七条第一項の規定により、 平成

平成十九年六月十五日

山口県知事 井 関 成 Ξ

受験資格

 (\Box)

試験の日時及び場所

場所 平成十九年九月九日 (日曜日) 午前十一時から 山口市吉敷三三二五番地の

試験の内容

山口県総合保健会館

学科試験

3 2 洗濯物の処理に関する知識 公衆衛生に関する知識 衛生法規に関する知識

技能試験 洗濯物の処理に関する知識

繊維の識別 薬品の鑑別

洗濯物の処理に関する技能 絵表示の判別

白無地カッターシャツ (木綿一〇〇パーセントのもの) のアイロン仕上げ

り同条に規定する者とみなされる者を含む。) グ業法の一部を改正する法律 (昭和三十年法律第百五十四号) 附則第五項の規定によ

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七条に規定する者 (クリーニン

兀 受験願書の受付期間

は、八月三日までの消印のあるものは、有効とする。 平成十九年七月十七日 (火曜日) から同年八月三日 (金曜日) まで (郵送の場合

五 受験願書等の提出先

県内に居住する者 住所地を所管する保健所

 (\Box) 県外に居住する者

山口市滝町一番一号 (郵便番号七五三-八五〇一)

山口県環境生活部生活衛生課

六 提出書類

(二) 履歴書 受験願書

受験資格があることを証明する書類

のとする。 写真(手札型とし、出願前六月以内に撮影した無帽、 正面向き及び上半身像のも

七 受験手数料

には、消印をしないこと 七千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この収入証紙

合格者の発表

山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。 合格者の発表は、平成十九年九月二十五日 (火曜日) とし、 合格者の受験番号を

点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得

その他

旨を知事に申し出ること。

九

三十センチメートル以上、横二十一センチメートル以上のもの)を同封すること。 ニング師試験」と朱書し、百二十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒 (縦 **県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「クリー** の上すること。 はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封 (電話○八三−九三三−二九七○) にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復 この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号

(三一〇) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、

商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。 当該届出は、平成十九年六月十五日から同年十月十五日までの間、 山口県商工労働部

平成十九年六月十五日

山口県知事 井

関 成

名称 大規模小売店舗の名称及び所在地 アルク大内店

所在地

山口市大内矢田九一〇の一

3	平成19	年 6	月』	5日	3	金曜	日		Щ		П			県		:	報		(]	官期)		第	1862	号	
	変更に係る事項	一変更に係る事項の根要	有	名	二 届出者の名称及	所在地 山口	名 称 徳地	一 大規模小売店舗	S 万 力 全 万	平成十九年六月十五日します。	政課並びに山	当該届出は、平成	とおり大規模小売店	大規模小売店舗立	(三二一) 大規模小		平成十八年八月一日	五 変更年月日	平成十九年六月六日	四 届出年月日	う者の住所	うちいた おいて小売業を行 大規模小売店舗に	変更に係る事項	三変更に係る事項の概要	朱代会生ナノマー	二 届出者の名称及
	業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売	の相関)) 我愿以) 出口市小郡高砂町七番三一号	住	所並びに	山口市徳地堀一六一三	徳地ショッピングセンター	売店舗の名称及び所在地	- 3 E	ř 5 3	口市経済部商工振興課及び山口吉	平成十九年六月十五日から同年十月十五日までの間、	とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。	大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定により、	(三一一) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出		日		六日			有限会社サンエー	業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売		7 方符市大学新田一〇二二〇三 在	所並びに
	変更		番二一号						山口県知事		口市徳地総合支所におい	-月十五日まで	の変更の届出が	号)第六条第	の規定による届							五の一二	变更			_
	前			所					Ξ			の間、	ありま	項の	出						-		前		F.	fi
	変更		伊勢本哲史	代表者の氏名					井関成		て公衆の縦覧に供	山口県商工労働部										三の五	更		田中 東男 子 一	た長者の
	後			氏 名							供	働部		次 の									後		£	է
ら意見を聴きました。	十九年二月二日山口県公告(F 大規模小売店舗立地法 (平t	(三二二) 大規模小売店舗立場		平成十七年二月二十八日	五 変更年月日	平成十九年六月六日	四 届出年月日	名:	う者の代表者の氏 昭和食品は大規模小売店舗に	変更に係る事項 大規模小表	三変更に係る事項の概要	有限会社興和	名称	二 届出者の名称及び住所並び	所在地 山口市徳地堀	名 称 徳地ショッピ	一 大規模小売店舗の名称及び		平成十六年十二月三日	五 変更年月日	平成十九年六月六日	四 届出年月日	名の代表者の氏が、	大規模小売店舗において小売業を行って	大規模小売店舗に	う者の氏名又は名 有限会社 大規模小売店舗に

有限会社大石商店 大石 雅人 の二〇 柳井市柳井一五七四 有限会社大石商店

の名称及び所在地

市徳地堀一六一三 ショッピングセンター

ひ住所並びに代表者の氏名

山口市小郡高砂町七番三一号

所

伊勢本哲史 代表者の氏名

の概要

名者の代表者の氏れ、表別では、大規模が表別では、	変更に係る事項
昭和食品株式会社	業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売
新延	変
克已	更
	前
高柳	変
直希	更
	後

売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

県公告(五六)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市か 地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成

国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区堀越換地区の換地処分を次のとおり行いま (三一五) 国営農地再編整備事業 (豊北地区堀越換地区) の換地処分 (三一六) 国営農地再編整備事業 (豊北地区上太田換地区) の換地処分 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により 山口県知事 = 井 関 成

国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区上太田換地区の換地処分を次のとおり行い 国営農地再編整備事業 (豊北地区堀越換地区) 換地計画書に記載された換地計画の た。

山口県知事 = 井 関 成

国営農地再編整備事業(豊北地区上太田換地区)換地計画書に記載された換地計画

(三一七) 国営農地再編整備事業 (豊北地区河原換地区) の換地処分

国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区河原換地区の換地処分を次のとおり行いま 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、

山口県知事 = 井 関 成

> 換地処分の年月日 平成十九年五月二十八日

換地処分の内容

国営農地再編整備事業 (豊北地区河原換地区) 換地計画書に記載された換地計画の

とおり

(三一八) 県営八代西地区ほ場整備事業 (第四換地区) の換地処分

県営八代西地区ほ場整備事業の施行に係る第四換地区の換地処分を次のとおり行いまし 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、

平成十九年六月十五日

山口県知事

=

井

関

成

平成十九年六月五日 換地処分の年月日

換地処分の内容

県営八代西地区ほ場整備事業 (第四換地区) 換地計画書に記載された換地計画のと

おり

(三一九) 開発行為に関する工事の完了

関する工事の完了を次のとおり公告します。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 開発行為に

平成十九年六月十五日

山口県知事 井 関 成

開発許可を受けた者の住所及び氏名 工区に含まれる地域の名称 萩市大字椿東字善田、字西ノ寄及び字平方 (BI区)

萩市大字土原四一七番地

土原開発有限会社



山口県公安委員会告示第四十号

に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。 道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号) 第九十九条の二第四項第一号イの技能検定

平成十九年六月十五日

山口県公安委員

会

審査の種類

技能検定員審査 (普通)

- 一審査の日時及び場所
- 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 二審査申請書の受付期間及び時間

午後五時十五分まで平成十九年七月二日(月曜日)から同月六日(金曜日)までの午前八時三十分から

四 審査申請書の提出先

П

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

Щ

- 会規則第三号。以下「規則」という。)別記様式第一号によること。) 技能検定員審査申請書 (技能検定員審査等に関する規則 (平成六年国家公安委員
- それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、
- 運転免許証の提示

を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示す審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車

七 審査手数料

二万五百円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される

しないこと。する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印を者であるときは、それぞれ二万五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当

							する。	١.
もがると	を減ずるというである。	百円を一に掲げ	文に三を及び	る者であるときは更に九百五十らうとする者が一乃	いずれをも免除される光除される者であるよれる者であるよ	審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとついての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百五十円を、三及び四に掲げる普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目に	番査細目の前通り	<u>.</u> -
							考	備
二千円					7法に関する知識	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	自動車	六
千九百五十円	 千 九				識	技能検定の実施に関する知識	技能	五
千九百円					'についての知識	自動車教習所に関する法令についての知識	自動車	四
千九百円					, 項	教則の内容となっている事項	教則の	三
六千七百五十円	六千七			HE.)観察及び採点の技能	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	自動車	=
三千九百五十円	三千九				1動車の運転技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能	_
額	9 る	<u>ਰ</u> *	減	目	細	查	審	

審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

八

その他

―二九○○)にすること。□ この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話○八三-九七三

一 審査の種類

技能検定員審査 (大型)及び技能検定員審査 (中型)

- 二 審査の日時及び場所
- ら午後五時十五分まで (水曜日)及び同月十九日 (木曜日)の午前九時か
- 審査申請書の受付期間及び時間 ・ 山口県総合交通センター ・ 場所 ・ 山口市小郡下郷三五六〇の二 ・ 山口県総合交通センター

Ξ

六

自動車の運転技能の評価方法に関する知識

備

大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二

П

午後五時十五分まで年後五時十五分まで(月曜日)から同月六日(金曜日)までの午前八時三十分から

四審査申請書の提出先

五 提出書類 山口市小郡下郷三五

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

〕 技能検定員審査申請書 (規則別記様式第一号によること。) 対じ言業

規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、

――影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)―――――写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮――それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

、重伝も午正り是下、影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。

を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示す審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車(運転免許証の提示)

七 審査手数料

は、消印をしないこと。額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙に額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙にれる者であるときは、それぞれ二万四千七百円から同表の下欄に掲げる額を減じた二万四千七百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除さ

二千二百円				月以	技能検定の実施に関する知識	技能	五
二千百五十円				こついての知識	自動車教習所に関する法令についての知識	自動	四
二千百五十円				· 块	教則の内容となっている事項	教則の	Ξ
七千五十円				緊及び採点の技能	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	自動	=
四千百五十円				聖車の運転技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能	_
る額	ず	減	目	細	査	審	

Щ

、その他

に三百円を減ずるものとする。

審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千七百五十

−二九○○)にすること。〕 この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話○八三−九七三

審査の種類

及び技能検定員審査(牽引) 技能検定員審査 (大自二)、技能検定員審査 (普自二)

- 審査の日時及び場所
- ら午後五時十五分まで ① 日時 平成十九年七月十九日 (木曜日)及び同月二十日 (金曜日)の午前九時か
- 〕 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三審査申請書の受付期間及び時間

午後五時十五分まで平成十九年七月二日(月曜日)から同月六日(金曜日)までの午前八時三十分から

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)

それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、

影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。) 写真 (縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

六 運転免許証の提示

らいい。 を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すを運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示する種類の技能検定員審査に用いられる自動車

七 審査手数料

一千二百円

る者であるときは、それぞれ一万四千百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に一万四千百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除され

印をしないこと。 相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、 消

									Τ	
+	二 千 円					伝に関する知識	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	六白	<u> </u>	
	五十円	_ 				品	技能検定の実施に関する知識	五坛		
_	二千百五十円	二千古				についての知識	自動車教習所に関する法令についての知識	四白	m	
<u>.</u>	二千百五十円	二千古				坦	教則の内容となっている事項		Ξ	
	二千二百五十円	千二云	_			観察及び採点の技能	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	— 白	_	
	千三百五十円	千三吉				動車の運転技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	坩		
Ŧ	額	る	ず	減	目	細	査	審		
									1	

俌

とする。 る審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるもの 目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五十円を、三及び四に掲げ 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細

八 その他

審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

- 二九〇〇)にすること。 この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課 (電話〇八三-九七三

審査の種類

(普通二種) 技能検定員審査 (大型二種) 、技能検定員審査 (中型二種) 及び技能検定員審査

一審査の日時及び場所

日時 平成十九年七月二十日 (金曜日) 午前九時から午後五時十五分まで 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

審査申請書の受付期間及び時間

平成十九年七月二日 (月曜日) から同月六日 (金曜日) までの午前八時三十分から

午後五時十五分まで

兀 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

提出書類

- は、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項第二号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるとき 技能検定員審査申請書 (規則別記様式第一号によること。)
- 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、 申請前六月以内に撮

運転免許証の提示

を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車

審查手数料

証紙には、消印をしないこと。 減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入 除される者であるときは、それぞれ二万二千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を 二万二千四百五十円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免

				i
二千七百五十円	9る法令につい	動車運転代行業に関す	ての知識 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令につい	四
三千二百円		法に関する知識	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	Ξ
七千九百五十円		観察及び採点の技能	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	=
四千六百円		動車の運転技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	_
減ずる額	目	細	審	

備

れる者であるときは更に三千二百五十円を減ずるものとする。 員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除さ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定

その他

審査申請書は、 山口県警察本部運転免許課に請求すること。

この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課 (電話〇八三-九七三 二九〇〇) にすること。

山口県公安委員会告示第四十一号

には、

消印をしないこと。

審

查

細

目

減

ず

る

額

四千百円

た額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙 される者であるときは、それぞれ一万二千百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じ

一万二千百五十円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除

運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり 道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号) 第九十九条の三第四項第一号イの自動車の

教習指導員として必要な自動車の運転技能

平成十九年六月十五日

Щ 県 公 安

時から午後五時十五分まで 日時 平成十九年七月二十三日 (月曜日)及び同月二十四日 (火曜日)の午前九

場 所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

午後五時十五分まで 平成十九年七月二日 (月曜日) から同月六日 (金曜日) までの午前八時三十分から

審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

提出書類

- 会規則第三号。 教習指導員審査申請書 (技能検定員審査等に関する規則 (平成六年国家公安委員 以下「規則」という。)別記様式第一号によること。
- それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、
- 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。 写真 (縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

運転免許証の提示

を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車

七 審查手数料

> 委 員 会

1円を減ずるものとする。	細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。	
の、四及び五に掲げる審査	ついての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
〈び二こ掲げる審査細目こ	普通自動車免許こ系る敗習指導員審査を受けようとする者が一及び二こ掲げる審査細目こ構 考	
千二百円	六 教習指導員として必要な教育についての知識	
千二百五十円	五 自動車教習所に関する法令についての知識	
千二百五十円	四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	
千二百五十円	三 学科教習に必要な教習の技能	
千三百五十円	二 技能教習に必要な教習の技能	

- 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること
- 二九〇〇) にすること。 この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課 (電話〇八三-九七三

審査の種類

教習指導員審査 (大型)及び教習指導員審査 (中型)

- 審査の日時及び場所
- 時から午後五時十五分まで 日時 平成十九年七月二十四日 (火曜日)及び同月二十五日 (水曜日)の午前九
- 審査申請書の受付期間及び時間 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

備

大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二

六

兀 午後五時十五分まで

第 1862 号

五

審査申請書の提出先 |口市小郡下郷三五六〇の二

山口県警察本部運転免許課

平成十九年七月二日 (月曜日) から同月六日 (金曜日) までの午前八時三十分から

規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、 教習指導員審査申請書 (規則別記様式第一号によること。

それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 写真 (縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

運転免許証の提示 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。

を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車

七 審查手数料

減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入 除される者であるときは、それぞれ一万五千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を 一万五千六百五十円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免

	千四百円				教育についての知識	教習指導員として必要な教育についての知識	六
	千四百五十円	壬			*についての知識	自動車教習所に関する法令についての知識	五
	千四百五十円	壬		運転に関する知識	- 項その他自動車の	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	四
	千二百五十円	 <u>手</u>			能	学科教習に必要な教習の技能	Ξ
	千三百円				能	技能教習に必要な教習の技能	=
	四千四百五十円	四千			I動車の運転技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	_
	額	<i>₫</i> *	減	目	細	審	
_							

円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更 に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千四百五十

その他

に百五十円を減ずるものとする。

審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課 (電話〇八三-九七三

- 二九〇〇) にすること。

審査の種類

及び教習指導員審査(牽引) 教習指導員審査 (大特)、教習指導員審査 (大自二)、教習指導員審査 (普自二)

審査の日時及び場所

日時 平成十九年七月二十五日 (水曜日)及び同月二十六日 (木曜日)の午前九

時から午後五時十五分まで 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

審査申請書の受付期間及び時間 平成十九年七月二日 (月曜日) から同月六日 (金曜日) までの午前八時三十分から

審査申請書の提出先

午後五時十五分まで

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

Щ

口

証紙には、

消印をしないこと。

教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)

それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、

影した無帽、正面向き、 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮 上三分身像及び無背景のものとする。

運転免許証の提示

を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車

審査手数料

者であるときは、それぞれ九千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当 九千五百円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される

目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千百円を、四及び五に掲げる

特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細

審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五十円を減ずるものと

しないこと。する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をする山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印を

i	, 1						
	六	五	四	Ξ	=	_	
	教習指導員として必要な教育についての知識	自動車教習所に関する法令についての知識	教則の内容となっている事	学科教習に必要な教習の技能	技能教習に必要な教習の技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	審查
育11に 0 つく 2 言	育こつハての汨哉	についての知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	能	能	動車の運転技能	細目
							減
							ず
	千 百	千二百五十円	千二百五十円	千二百五十円	千	千三百五十円	る
	千百五十円	五 十 円	五 十 円	五十円	千三百円	五十円	額
	七	7 *	7	≒ ,	· — \	(→\	五

八 その他

| 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

―二九〇〇)にすること。 山口県警察本部運転免許課(電話〇八三-九七三)の審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三-九七三

一審査の種類

一審査の日時及び場所

□ 場所 山口市小郡下郷三五六○の二 山口県総合交通センター □ 日時 平成十九年七月二十六日 (木曜日)午前九時から午後五時十五分まで

審査申請書の受付期間及び時間

平成十九年七月二日 (月曜日) から同月六日 (金曜日) までの午前八時三十分から

午後五時十五分まで

審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

教習指導員審査申請書 (規則別記様式第一号によること。)

- は、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面規則第十七条第一項第二号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるとき
- 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。) 写真 (縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

運転免許証の提示

ること。 を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すを運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示する運転の教習指導員審査に用いられる自動車

審査手数料

は、消印をしないこと。額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙にれる者であるときは、それぞれ一万三千三百円から同表の下欄に掲げる額を減じた一万三千三百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除さ

_				
i	_τ Ξ	=	_	
	この知識 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令につい	技能教習に必要な教習の技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	審查細細
	業に関する法令につい		能	目
				減
	=			ず
	二千七百五十円		四千	న
	五十円	二千円	四千八百円	額

備考

れる者であるときは更に二千九百五十円を減ずるものとする。員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除さ大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導

ハ その他

- 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

山口県知事

井 関 成

Щ

平成十九年六月十五日発行平成十九年六月十五日印刷

発発 行行 人所

口県知事 定

ЩЩ

定価一箇月 金二千七百円 (送料共)